

重たい、大きい、長い車は道路を走るとき許可がいるんです！～特殊車両取締の様子をレポートします～

2018.03.13



みなさん、道路を走るときこんな車見たことありませんか？
実は、こういう車は特殊車両と呼ばれます。

特殊車両とは

- 車両の構造が特殊な車両 また、 輸送する貨物が特殊な車両
- 幅、長さ、高さ、総重量のいずれかの一般的制限値を超える車両

こんな、特殊車両は道路を走るには許可が必要なんだそうです！

ここで、疑問が一つ。どうして許可が必要なんだろう。
早速、道路を管理している人に聞いてみました。

「道路を作るにも構造基準というものがあって、その道路を自由に通行できる車にも制限値というものがあるのです。

大きさでは、幅2.5m、高さ3.8m、長さ12m、重さでは、20t（一部の道路では25t）がその制限値で、大型トラックがそれに該当します。

それより大きな車が通行すると、トンネルや急なカーブ、狭い道路など安全に走れるかどうか判りませんよね。

また、重たい車が橋を通ると、重さに耐えられない橋が壊れて落ちてしまうかも知れません。

そんなことがないように、特殊な車両ごとに通行できるかどうかを審査して、一定の条件のもとで通行を認めているんですよ。」

へー、そうだったのか。

道路の舗装や橋が傷む原因の9割は重量超過による大型車両に起因するそうで、大型トラックの制限重量（20t）を2割超えた車両が道路に与える影響は、舗装では、通常的大型トラック2台分、橋においては通常的大型トラック9台分の影響があると言われているそうです。

なるほど。

では、その許可がきちんと取られているかどうかはどうやって確認するのだろう。

ということで、今回それをレポートすることにしました。

今回は、備前市 三石交通監視所で特殊車両の通行許可がきちんと取られているか、また許可を受けた内容に違反がないかを確認する仕事（「特殊車両取締り」と言うそうです）をレポートしていきます！



この緑色のもの何だと思

いますか？



実は、この上に車両を載せて重さを量ることができるのです！ 体重計みたいなものですね！

そして、この上で **重さ** の他に、 **高さ** **長さ** **幅** を測ります！

では、取締の様子を見ていきましょう！！

○監視所の手前の道路には、重さや高さなどを計測する機械が設置されています。

↓ そこを車両が通ると・・・

○監視所にあるパソコンに数字が出て重たい車両かどうかすぐに分かるようになっています。



赤色のマークが重量の重たい車両だ

よ！

あっ！
赤色のマーク発見！
車のナンバーなど無線で伝えます！



警察の人にも協力してもらい、
一緒に取締を行います！



こっちへ入ってください！

特殊車両を

呼び込んでいるよ！！

☆ 1 台の車をみんなで分担して取り締まるよ！！ ☆

幅は何センチかな～



連携して長さなど測ります！



長さは何センチかな～

高さは何センチかな～



こんなに重いのー！！



みんなで許可証のチェック！！

ちゃんと許可証に書かれてある長さや重さなど
守れてるかな～

道路を走るのに許可がいるんですね～

ちゃんと許可内容を守れていれば
問題ありません！

ご協力、ありがとうございましたー！！



この車は守れてるかな??

みんなで審議中！！



総重量の重たい車で、許可証を持っていなかったことが分かったよ！！



その場合はどうするのかな??



運転手の人と協議中！！

載せている荷物を下ろさないと走行
できないよ！

今回の取締りでは、2時間で7台の車を取り締まりました！

そのうち、3台の車が許可証を持っていなかったり、重量が重すぎたりしたので、許可を守るように警告したり、荷物を下ろして重量を軽くさせる厳重な措置を取らせました。

後で聞いた話ですが、この日に違反のあった車は、現地にトラックとリフト車を呼んで荷物を積み替えたそうです。

違反すると時間もお金もかかり大変ですね！

リフト車↓

荷物がたくさん積ま
れてるよ！



積み替えの様子！



荷物を下ろしてスッキリしました！



許可がないと走行できない車があるなんて驚きました！
みなさん、ルールを守って走行しましょう！！

管理第一課 N